

# 【 講 師 派 遣 】

## 安全衛生推進者・衛生推進者養成講座

東京労働局長登録安全衛生推進者養成講習機関

東京労働局長登録衛生推進者養成講習機関

東京労働局長登録第12号

当講習を受講されますと「講習修了証」が発行され「安全衛生推進者」もしくは「衛生推進者」の資格が付与されます。

第1日目（安全衛生推進者・衛生推進者）	第2日目（安全衛生推進者のみ）
<ul style="list-style-type: none"><li>・衛生推進者の職務</li><li>・作業環境管理及び作業管理</li><li>・健康の保持増育</li><li>・労働衛生教育</li><li>・関係法令</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備と作業の安全</li><li>・災害調査と原因分析</li><li>・作業環境管理及び作業管理</li><li>・関係法令</li></ul>

講習日程：講師派遣ですので、御社にあわせた日時で開催できます。

●安全衛生推進者は2日間（10時間）

●衛生推進者は1日間（5時間）

※受講資格：特にありません。（学歴・実務経験などは不問）

※定員：100名まで

安全衛生推進者養成講座

（2日間） 400,000円（税込） 資料代（テキスト・修了証を含む）3,000円

衛生推進者養成講座

（1日間） 200,000円（税込） 資料代（テキスト・修了証を含む）2,700円

## 講師

・大山 喜彦氏（中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター講師）

・市川 英一氏（労働衛生コンサルタント）

・成田 安二氏（労働安全コンサルタント）

他

※講師は都合により変更となる場合がございますので、ご了承ください。

## 1. 安全衛生推進者・衛生推進者とは・・・・・・・・

労働安全衛生法12条の2では、事業場規模10～49人の事業場について、安全衛生推進者（一定の業種については、衛生推進者）を選任し、その者に事業場における安全衛生にかかる業務（衛生推進者にあつては、衛生にかかる業務）を担当させることとなっています。

## 2. 安全衛生推進者（衛生推進者）の選任

安全衛生推進者（衛生推進者）を選任しなければならない事業場は、常時使用する労働者が10～49人で、業種は以下のとおりです。

選任すべき推進者	業 種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者	上記以外の業種

選任すべき事由が発生した日から、14日以内に選任することが必要です。

## 3. 選任すべき者の資格要件

安全衛生推進者（衛生推進者）の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者〔昭和63年9月5日 労働省告示第80号「安全衛生推進者等の選任に関する基準」を参照〕

## 4. 安全衛生推進者（衛生推進者）の職務

安全衛生推進者（衛生推進者）は、主に次の事項を行うこととされています。

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
  - ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
  - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
  - ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
  - ⑤ その他労働災害を防止するために必要な業務
- ※ 衛生推進者にあつては、上記の職務のうち衛生にかかる事項
- ※ 安全衛生推進者（衛生推進者）を選任したときは、事業場内の見やすい箇所に推進者の氏名を提示する等により周知する必要があります。（労働安全衛生規則第12条の4）